

政策目標 5－3 正誤表（訂正箇所は下線部分）

（訂正日：令和 7 年 6 月 30 日）

ページ	正	誤																																				
200	政 5－3－1 に係る参考情報	政 5－3－1 に係る参考情報																																				
	参考指標 5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数（単位：件）	参考指標 5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数（単位：件）																																				
	<table><tr><th>事務年度（7～6月）</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr><tr><td>非違発見件数</td><td>66</td><td>52</td><td><u>79</u></td><td>53</td><td>N. A.</td></tr><tr><td>処分件数</td><td>4</td><td>1</td><td><u>10</u></td><td><u>0</u></td><td>N. A.</td></tr></table>	事務年度（7～6月）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	非違発見件数	66	52	<u>79</u>	53	N. A.	処分件数	4	1	<u>10</u>	<u>0</u>	N. A.	<table><tr><th>事務年度（7～6月）</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr><tr><td>非違発見件数</td><td>66</td><td>52</td><td><u>75</u></td><td>53</td><td>N. A.</td></tr><tr><td>処分件数</td><td>4</td><td>1</td><td><u>0</u></td><td><u>9</u></td><td>N. A.</td></tr></table>	事務年度（7～6月）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	非違発見件数	66	52	<u>75</u>	53	N. A.	処分件数	4	1	<u>0</u>	<u>9</u>	N. A.
	事務年度（7～6月）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度																																
	非違発見件数	66	52	<u>79</u>	53	N. A.																																
	処分件数	4	1	<u>10</u>	<u>0</u>	N. A.																																
	事務年度（7～6月）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度																																
	非違発見件数	66	52	<u>75</u>	53	N. A.																																
	処分件数	4	1	<u>0</u>	<u>9</u>	N. A.																																
	（出所） 関税局監視課調	（出所） 関税局監視課調																																				
（注 1） 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。	（注 1） 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。																																					
（注 2） 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。	（注 2） 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。																																					
（注 3） 令和 4 年度（事務年度）実績値は、令和 5 年11月以降にデータの集計が終了するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定。	（注 3） 令和 4 年度（事務年度）実績値は、令和 5 年11月以降にデータの集計が終了するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定。																																					

204	政 5－3－2に係る参考情報							
	参考指標 1：社会悪物品の摘発実績							
	(省略)							
	年		平成30年	令和元年	2 年	3 年	4 年	
	銃砲	件	8	－	3	1	5	
		丁	10	－	3	1	6	
		うち拳銃	件	7	－	3	1	5
			丁	9	－	3	1	6
	拳銃部品	件	1	-	－	1	3	
		点	1	-	－	1	5	
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	674	351	351	324	366		
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	26	<u>21</u>	22	11	12		
	点	30	<u>29</u>	29	12	14		
(出所) 関税局業務課、調査課調								
(注 1) 令和元年は、平成31年 1 月から令和元年12月を示す。以下同じ。								
(注 2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。								
(注 3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。								
(注 4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。								
(注 5) MDMA等は、MDMA、MD A及びMD Eの合計を示す。								
(注 6) 端数処理のため数値が合わないことがある。								
(注 7) 数量の表記について、「0」 とは500 g または500錠未満の場合を示し、「－」 とは全く無い場合を示す。								
(注 8) 令和 4 年の数値は速報値である。								

205	政策目標 5－3－2：社会悪物品等の密輸阻止					
	政 5－3－2に係る参考情報					
	参考指標 5：知的財産侵害物品の差止実績					
	(単位：件)					
		平成30年	令和元年	2 年	3 年	4 年
	輸入差止件数	26, 005	23, 934	30, 305	28, 270	<u>26, 942</u>
	(出所) 関税局業務課調					

205, 206	政 5－3－2に係る参考情報					
	参考指標 9：関係機関との連携・情報収集の実績					
	(単位：件)					
		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	国内関係機関からの情報入手件数	264	265	258	292	244
	密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	295	296	251	243	<u>364</u>

205, 206	政 5－3－2に係る参考情報					
	参考指標 9：関係機関との連携・情報収集の実績					
	(単位：件)					
		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	国内関係機関からの情報入手件数	264	265	258	292	244
	密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	295	296	251	243	<u>369</u>

	<table><tr><td>国内関係機関との合同 取締・犯則調査件数</td><td>5, 448</td><td>5, 670</td><td>823</td><td>966</td><td>2, 151</td></tr></table> (出所) 関税局監視課、調査課調 (注 1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。 (注 2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。 (注 3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。	国内関係機関との合同 取締・犯則調査件数	5, 448	5, 670	823	966	2, 151	<table><tr><td>国内関係機関との合同 取締・犯則調査件数</td><td>5, 448</td><td>5, 670</td><td>823</td><td>966</td><td>2, 151</td></tr></table> (出所) 関税局監視課、調査課調 (注 1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。 (注 2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。 (注 3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。	国内関係機関との合同 取締・犯則調査件数	5, 448	5, 670	823	966	2, 151											
	国内関係機関との合同 取締・犯則調査件数	5, 448	5, 670	823	966	2, 151																			
	国内関係機関との合同 取締・犯則調査件数	5, 448	5, 670	823	966	2, 151																			
	政策目標 5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	政策目標 5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上																							
213 政 5－3－5に係る参考情報	政 5－3－5に係る参考情報																								
参考指標 1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数） <table><tr><td></td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>4 年</td></tr><tr><td>処理件数</td><td>178, 482</td><td>186, 695</td><td>174, 336</td><td><u>166, 951</u></td><td>177, 053</td></tr></table> (出所) 関税局業務課調 (注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。		平成30年	令和元年	2 年	3 年	4 年	処理件数	178, 482	186, 695	174, 336	<u>166, 951</u>	177, 053	参考指標 1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数） <table><tr><td></td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>4 年</td></tr><tr><td>処理件数</td><td>178, 482</td><td>186, 695</td><td>174, 336</td><td><u>166, 950</u></td><td>177, 053</td></tr></table> (出所) 関税局業務課調 (注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。		平成30年	令和元年	2 年	3 年	4 年	処理件数	178, 482	186, 695	174, 336	<u>166, 950</u>	177, 053
	平成30年	令和元年	2 年	3 年	4 年																				
処理件数	178, 482	186, 695	174, 336	<u>166, 951</u>	177, 053																				
	平成30年	令和元年	2 年	3 年	4 年																				
処理件数	178, 482	186, 695	174, 336	<u>166, 950</u>	177, 053																				